

平成25年7月31日

# 返還金回収促進策の概要等について

- 1 平成25年度返還金回収促進策(1/3)～(3/3)
- 2 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(1/3)～(3/3)
- 3 奨学金の返還回収の概要
- 4 法的処理

# 1 平成25年度 返還金回収促進策(1/3)

日本学生支援機構では、平成25年度に以下の回収促進策を実施する。

## 1. 返還開始前後を通じる返還意識の涵養の強化

### (1) 学校、返還者等と機構とのコミュニケーションの改善

- ① 機構文書等の分かりやすいものへの改善
- ② 学校等との間のコミュニケーションチャンネルの多元化、コンテンツの充実
- ③ コールセンターの運営改善
- ④ 関係教職員の返還の意義の理解促進

### (2) 学校に対する返還関係指導の改善

- ① 学校ごとの推薦枠に返還状況の反映
- ② 学校が行う採用時説明会、継続時の指導、返還時説明会の改善
- ③ 機構が学校に依頼する返還指導について、学校における具体的な指導方法を機構から示すよう努める。
- ④ 学校ごとの延滞率公表

### (3) 奨学生、返還者への指導の改善

- ① 採用前、採用時における返還関係の説明と説明内容の改善を行う。
- ② 返還誓約書の確実な提出
- ③ 採用業務の適正化
- ④ 奨学金継続時の指導の強化
- ⑤ 返還時説明会の開催と出席、説明内容の改善
- ⑥ 貸与終了時の手続きを確実に（リレー口座加入、勤務先等情報、住民票提出）
- ⑦ 返還開始前、返還中の約束通りの返還、諸手続励行の働きかけ

# 1 平成25年度 返還金回収促進策(2/3)

## 2. 延滞者に対する早期の解消指導等の働きかけの強化

### (1) 早期の解消指導

- ① 延滞通知(振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するための取組の準備を進める)
- ② 回収委託と継続
- ③ 個信登録に関する情報提供

### (2) 継続的な働きかけ(返還状況に応じた回収委託の実施)

- ・ 中長期分入金管理委託  
平成24年度以前に開始した回収委託の対象者で、一部入金があり平成25年3月現在延滞となっている者については、回収委託を継続して実施する。
- ・ 入金が6月以上途絶えた者の回収委託  
平成25年度においても引き続き、延滞3年以上8年未満(委託開始時)の者を対象に回収委託を実施する。(8月、2月)

### (3) 延滞継続者への対応

- ① 法的処理(回収委託との連携)
- ② 和解者・分割返還者の返還管理
- ③ 代位弁済請求

### (4) 学校と協力した延滞解消

- ・ 学校と協力した住所調査を行う。
- ・ 学校への延滞者情報の提供と学校からの督促について検討する。

# 1 平成25年度 返還金回収促進策(3/3)

## 3. 事務処理の改善の推進

### (1) 返還者の現状把握

- ① 実態調査等の実施
- ② 住所把握の迅速化・徹底、住所把握率の改善及び住所調査の効率化
- ③ 機関保証選択者の連絡先の有効活用

### (2) 返還しやすい環境への改善

- ① リレー口座、猶予願等の処理迅速化
- ② 紙請求者へのリレー口座加入促進
- ③ 返還方法の改善検討（年賦紙返還者を月賦口座へを含む）

### (3) 機構と委託業者との連携強化

- ① 委託業者との月次等定例協議による十分な意思疎通
- ② 委託業者が収集した返還者の苦情、要望、質問等の機構業務の改善への反映
- ③ 住所調査業務の委託業者との連携

### (4) 機関保証業務の効率化・簡素化

### (5) 法的処理対象者の属性把握

### (6) 償却の実施

- ① 延滞債権に関する償却基準該当の調査
- ② 償却基準の検討

### (7) 延滞金の検討

## 4. 回収策等の検証の実施

### (1) 債権管理・回収等検証委員会の開催

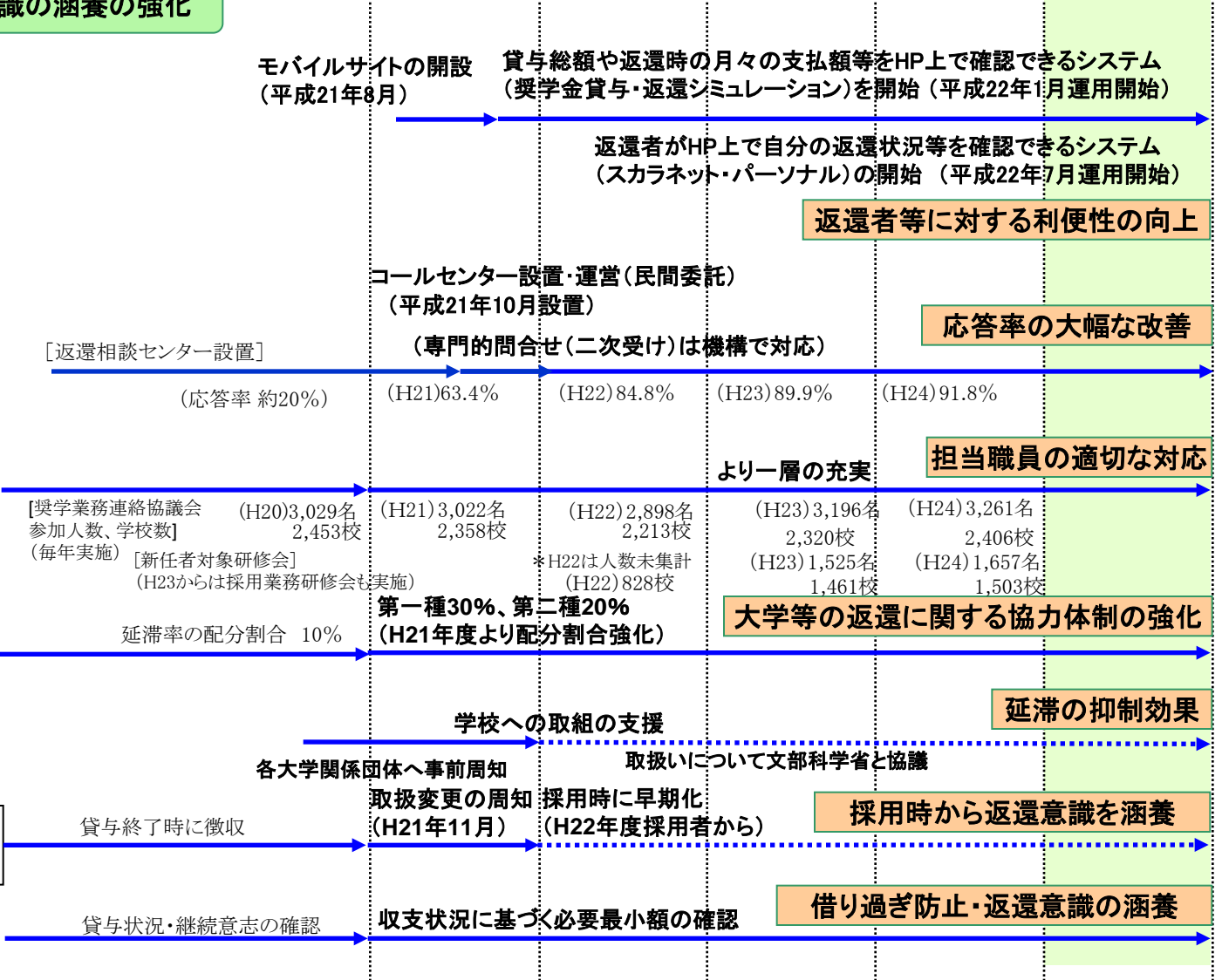
### (2) 機関保証制度検証委員会の開催

# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(1/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年度～H20年度)		第2期中期計画(H21年度～H25年度)			

## 返還開始前後を通じる返還意識の涵養の強化

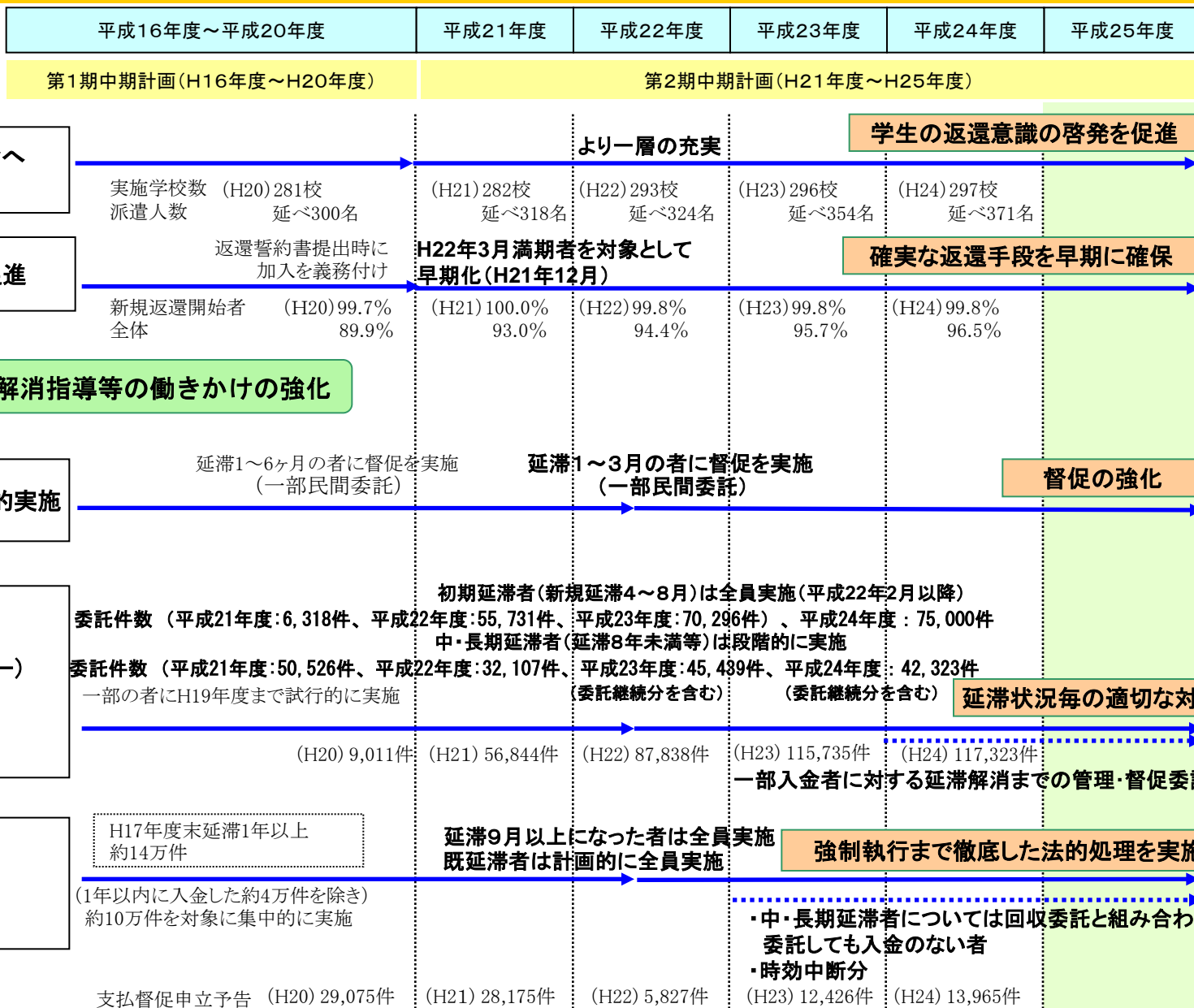
- 返還者等に対する利便性の向上のためのシステムの全面改修
- コールセンターの設置・運営
- 学校の担当職員への説明会
- 学校別内示数割当において延滞率を重視
- 延滞率の高い学校名の公表
- 返還誓約書提出時期の早期化
- 適格認定時に自己の奨学金情報を確認



延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(2/3)



延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(3/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年度～H20年度)	第2期中期計画(H21年度～H25年度)				

個人信用情報機関の活用

H20年11月:加盟  
H20年12月:学校宛通知

(登録への同意を貸与の条件とする) 住所追跡調査・多重債務防止など  
延滞3ヶ月以上の者の個人情報を提供(平成22年4月)  
個人信用情報機関から得られる住所情報を活用(平成22年度以降)

新規登録数 (H22) 4,469件 (H23) 6,908件 (H24) 9,871件

事務処理の改善の推進

返還期限猶予制度の周知

ホームページ等による制度周知 返還期限猶予の目安となる所得金額をHP上に公開(平成21年4月)

将来の延滞の抑制

猶予に関する情報提供の更なる充実

返還者を対象とした各種調査の項目に、猶予制度の認知状況等に関する質問を記載

平成21年度の調査結果を踏まえ、返還者宛の各種通知に猶予制度の説明を記載する等、周知方法を改善

減額返還制度の運用開始

延滞の抑制

(平成23年1月開始)

承認件数 (H22) 900件 (H23) 5,987件 (H24) 10,664件

住所不明者に対する調査の徹底

[手作業による登録処理]

無延滞者も含めて住所が不明な場合は実施電話番号調査を利用して住所調査に活用

業務の効率化による調査徹底

[機械化による迅速化] [業務改善による迅速化] [学校との連携強化]

個人信用情報機関から得られる住所情報を活用(平成22年度以降)

機関保証制度の周知・奨励

リーフレットの配布をはじめとする広報の実施(H18年以降)

媒体の充実等による制度周知の徹底

適切な保証制度の選択による保証機能向上

機関保証選択率 (H20) 37.8% (H21) 39.5% (H22) 45.6% (H23) 46.4% (H24) 46.7%

延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化





# 3 奨学金の返還回収の概要

○ 平成21年10月以降発生した新規延滞債権に対する返還督促の方法について

月日	10/27	11/27	12/27	1/27	2/27	3/27	4/27	5/27	6/27	7/27	8/27	9/27	10/27	11/27	12/27	
振替不能回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目	
延滞月数	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月	
延滞期間	1月未済 (1月目)	2月未済 (2月目)	3月未済 (3月目)	4月未済 (4月目)	5月未済 (5月目)	6月未済 (6月目)	7月未済 (7月目)	8月未済 (8月目)	9月未済 (9月目)	10月未済 (10月目)	11月未済 (11月目)	12月未済 (12月目)	13月未済 (13月目)	14月未済 (14月目)	15月未済 (15月目)	
個信関係	通知1 支払案内	通知2 支払案内	通知3 支払案内		登録※ (20日過ぎ)											
人的保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (平成23年度以降は延滞9月未済の間は委託を継続する)						支払督促 予告			支部へ 申立通知	順次申立		
機関保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (平成23年度以降は延滞9月未済の間は委託を継続する)						催告書	訪問督促	期限の利益の剥奪	代弁請求			

※新規返還開始者の場合は返還開始後6月間は登録しないため、10月新規返還開始の場合は6月経過後の5月の登録となる。

※新規返還開始者の場合は返還開始後6月間は登録しないため、通知1、2の発送時期が異なる場合がある。

[「サービスを活用した督促架電」]  
(主な架電先)  
不能1回目・・・本人  
不能2回目・・・連帯保証人  
不能3回目・・・本人(保証人 ※)  
  
※ 不能3回目においては、本人、連帯保証人への督促ができない場合に保証人へ督促を行う。

[「サービスを活用した回収委託」]  
(主な回収委託の方法)  
①本人、連帯保証人への督促  
②保証人に対する督促  
③住所不明者に対する住所調査(役場住証、訪問調査)  
④返還期限猶予の案内  
⑤分割返還指導 等

[「人的保証の延滞者に対する督促」]  
  
(法的処理の実施)  
支払督促申立予告書を送付し、入金・応答のない者について支払督促申立を行う。  
※ ただし、分割返還中の者、返還期限の猶予申請中の者、住所調査中の者等を除く。

[「機関保証の延滞者に対する督促」]  
  
(代位弁済請求までの督促方法)  
①延滞10月目の者に対して、催告書を送付する。  
②延滞11月目の者に対して、訪問督促を行う。  
③延滞12月に達した者に対して、期限の利益の剥奪を行い、翌月日本国際教育支援協会に対して代位弁済請求を行う。  
※ ただし、分割返還者及び猶予申請者に対しては、個別の返還指導を行う。

<参考> 平成21年9月以前からの延滞債権に対する返還督促の方法について

平成21年9月以前から延滞状態にある者については、次のとおり返還者の状況(※)に応じた督促を実施する。

- ① 請求書等の督促文書が返戻となった者に対する役場への住所調査を実施。
- ② 請求書送付時に「サービス」を活用した電話による督促。(本人、連帯保証人等)
- ③ 分割返還希望者や返還期限の猶予希望者に対する個別返還指導を実施。
- ④ 「サービス」への回収業務委託を実施。(効果的な対象要件を策定)
- ⑤ 支払督促申立予告書の発送等、法的処理の実施。

※「返還者の状況」とは、住所状態、過去6月以内の入金の有無(分割返還の入金履行状況)、返還者等との交渉の有無等である。

# 4 法的処理

